

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

平成25年版消費者白書によれば、平成24年度における全国の消費生活相談の件数は、約84万件と、依然として高い水準が続いており、とりわけ高齢者の相談件数が年々増加している。

消費者に生じた財産的被害については、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその被害回復を図ることは困難を伴うことが多く、その回復の実効性を確保することが積年の課題となっているところである。

このような状況の中、今年の4月に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案が国会に上程され、現在、継続審議となっている。

この法律案は、消費者契約に関し共通争点を有し、相当多数発生している財産的被害について訴訟手続を2段階に区分し、1段階目で内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体が訴えを提起して共通争点に関する審理を行い、その結果、事業者側の法的責任が認められた場合に、2段階目で個々の被害者が訴訟に参加し、簡便な手続で被害額を確定して被害の回復を図る制度を創設するものである。

この制度は、消費者にとって労力や費用の面でも負担が軽減される上に、現行の消費者団体訴訟制度では認められていない損害賠償等の請求も可能となる一方で、手続の主体を特定適格消費者団体に限定し、訴訟の対象となる請求を消費者契約に関する一定の請求に限定するなど事業者に対しても配慮されていることから、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することが期待されている。

よって、国におかれては、今年の秋に開催予定の臨時国会において、本法案についての審議を速やかに再開し、早期にその成立を図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

消費者及び食品安全担当大臣

消費者庁長官